

Title	2020年個人情報保護法改正の検討課題：企業法務の視点からみた個人情報保護の新潮流
Sub Title	The agenda of the 2020 revised act on the protection of personal information
Author	菅原, 貴与志(Sugawara, Takayoshi)
Publisher	慶應義塾大学大学院法務研究科
Publication year	2022
Jtitle	慶應法学 (Keio law journal). No.47 (2022. 1) ,p.1- 43
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AA1203413X-20220117-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

2020年個人情報保護法改正の検討課題

——企業法務の視点からみた個人情報保護の新潮流——

菅原 貴与志

- 第1 はじめに
- 第2 個人情報を取り巻く環境変化と20年改正の背景
- 第3 個人の権利の在り方
- 第4 事業者の守るべき責務の在り方（事業者の義務の強化）
- 第5 事業者による自主的な取組を促す仕組みの在り方
- 第6 データ利活用に関する施策の在り方
- 第7 ペナルティと域外適用・越境移転の在り方
- 第8 20年改正の関連事項
- 第9 まとめにかえて——企業実務への影響

第1 はじめに

2020（令和2）年6月5日、「個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律案」が国会において可決・成立し、同月12日に「個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律」（令和2年法律第44号）として公布された（以下、「20年改正」という。）。また、2021（令和3）年3月24日には、改正個人情報保護法関係の政令（以下、「政令」という。）・規則（以下、「規則」または「規」と略称する。）も公布されている。この法律の施行期日は、一部を除き、2022（令和4）年4月1日としている¹⁾。さらには、2021（令和3）年5月19日、個人情報保護委員会よりガイドライン案（以下、「ガイドライン」という）が発表された。ガイドラインは、パブリックコメントを経て、同年10月29日、

1) 法定刑の引上げ（法83～87条）については、2020（令和2）年12月1日に施行済みである。

Q&A とともに公表されている。

そこで、本稿では、20 年改正に至る背景を踏まえ（第 2）、20 年改正の解釈課題について、個人の権利の在り方（第 3）、事業者の守るべき責務の在り方（第 4）、事業者による自主的な取組を促す仕組みの在り方（第 5）、データ利活用に関する施策の在り方（第 6）、および、ペナルティと域外適用・越境移転の在り方（第 7）を各々検討する。そして、20 年改正の関連事項に触れつつ（第 8）、これら検討のまとめに代えて、企業実務への影響に関し、私見の整理を試みたい（第 9）。

なお、2021（令和 3）年 5 月 12 日、「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」（以下「整備法」という。）が国会で可決成立し、同年 5 月 19 日に公布された（後記第 8（3））。整備法では、個人情報保護に関する部分に関し、民間事業者に対する規律に大きな変更は認められないが、条文の番号が変更される。したがって、本稿においては、20 年改正の条文を引用しているが、念のために 2021 年の整備法によって変更された条文番号も付記しておくこととする。

第 2 個人情報を取り巻く環境変化と 20 年改正の背景

1 15 年改正の背景

個人情報保護法（平成 15 年法律第 57 号。以下、「法」という。）については、全面施行後 10 年という歳月を経て、取り巻く環境の変化に対応するために、2015（平成 27）年の通常国会で大規模な改正法が成立した（以下、「15 年改正」という。）²⁾。

15 年改正では、「匿名加工情報」の定義を設け、本人の同意なく目的外利用や第三者提供を可能とする枠組みを導入した（法 2 条 9 項 10 項・36 条・37 条）。

2) 15 年改正の内容と課題について、菅原貴与志『詳解 個人情報保護法と企業法務〔第 7 版〕』（民事法研究会、2017）14 頁、菅原貴与志「改正個人情報保護法の課題—企業法務の視点から」慶應法学 34 号 27 頁。

また、個人情報保護委員会（以下、「委員会」という。）を設置し、個人情報保護に関する監督の一元化を図っている。さらには、センシティブ情報（要配慮個人情報）の取扱いに本人の同意を要求した（法2条3項・17条2項・23条2項）。実務的に注意すべき点としては、第三者提供の規制に関し、記録作成義務（法25条）、提供を受ける際の確認・記録義務（同26条）もある。

2 15年改正後の環境変化

しかし、その後も、2018（平成30）年、米フェイスブックによる個人データの不正利用など、大手デジタル・プラットフォーム事業者の不祥事が相次いで表面化した。就職情報サイトを運営する事業者が就職活動中の学生の内定を辞退する確率を人工知能（AI）で予測して企業に販売していたリクナビ事件や、自己破産の情報を Google マップで確認できるサイトで批判を浴びた破産者マップ事件では、2019（令和元）年、委員会が当該事業者に指導を行っている。

また、個人情報の不正流出の原因が、近年、大きく変化している。これまで目立っていた機器の誤操作や内部関係者による不正などの人的要因は減り、ネットを通じた攻撃が大きな脅威になってきた。深刻な漏えい事案においては、コンピューターウイルスとネットへの不正アクセスが主な原因となりつつある³⁾。

他方、海外に目を転じれば、欧州における個人データ保護の枠組みである一般データ保護規則（GDPR, General Data Protection Regulation）が2018年5月より適用が開始された。EU域外への個人データの移転は原則禁止され、拘束的企業準則の策定や標準契約条項の締結など、一定の要件を充足しなければならない。また、米国では、2020年1月、カリフォルニア州消費者プライバシー法

3) 特定非営利活動法人日本ネットワークセキュリティ協会（JNSA）「2018年情報セキュリティインシデントに関する調査報告書」によれば、2015年以降、不正アクセスによる漏えい件数が増加している。 <https://www.jnsa.org/result/incident/2018.html>

また、2018年以降、ランサムウェア等、金銭を目的としたサイバー犯罪グループによる事件が増加し、サイバーセキュリティ基本法が改正されるなどしている。

（CCPA, California Consumer Privacy Act）が施行され、2020年11月には、CCPAを改正・追加規制したカリフォルニア州プライバシー権法（California Privacy Rights Act of 2020, CPRA）が住民投票によって可決された（2023年施行予定）。こうしたプライバシー保護に関する国際的な潮流も、我が国の個人情報保護法制に大きな影響を及ぼしている⁴⁾。

このように、消費者意識の高まりとともに個人情報をめぐる環境は激変し、法規制面でも新たな対応が必要になってきた。すなわち、個人情報やプライバシー保護に対する意識の高まり⁵⁾、技術革新を踏まえた保護と利用の均衡、個人情報が多様に利活用される時代の事業者責任の在り方、さらには越境データの流通増大に伴う新たなリスクへの対応など、個人情報保護をめぐるべき課題は多い。

3 3年ごとの見直しとその「共通の視点」

委員会は、15年改正以来の社会・経済情勢の変化を踏まえて、2019（平成31）年1月28日に示した「3年ごと見直しに係る検討の着眼点」に即し、3年ごとの見直しを進めてきた。かかる見直しには、次に掲げる五つの共通の視点がある。

① 個人の権利利益保護

情報を提供する個人の、自らの情報の取扱いに対する関心や、関与への期待が高まっており、法1条の目的に掲げている「個人の権利利益を保護」するために必要十分な措置を整備することに配意しながら制度を見直す必要がある。

② 保護と利用のバランス

15年改正で特に重視された保護と利用のバランスをとることの必要性は、引き続き重要であり、個人情報や個人に関連する情報を巡る技術革新の成果が、経済成長等と個人の権利利益の保護との両面で行き渡るような制度を目指すことが重要である。

4) 菅原貴与志『企業法務入門20講』（勁草書房、2021）81頁。

5) プライバシー権の解釈課題については、菅原・前掲2）慶應法学 34頁。

③ 国際的潮流との調和

デジタル化された個人情報を用いる多様な利活用が、グローバルに展開されており、国際的な制度調和や連携に配慮しながら制度を見直す必要がある。

④ 外国事業者によるリスク変化への対応

外国事業者によるサービスの利用や、国境を越えて個人情報を扱うビジネスの増大により、個人が直面するリスクも変化しており、これに対応する必要がある。

⑤ AI・ビッグデータ時代への対応

AI・ビッグデータ時代を迎え、個人情報の活用が一層多岐にわたる中、本人があらかじめ自身の個人情報の取扱いを網羅的に把握することが困難になりつつある。このような環境の下で、事業者が個人情報を取り扱う際に、本人の権利利益との関係で説明責任を果たしつつ、本人の予測可能な範囲内で適正な利用がなされるよう、環境を整備していくことが重要である。

これら共通の視点を反映して、2019（平成31）年4月、委員会は、「個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直しに係る検討の中間整理」を、同年12月には「制度改正大綱」（以下、「大綱」）を公表した。大綱では、①個人データに関する個人の権利の在り方（本人の権利保護を強化）、②事業者の守るべき責務の在り方（事業者の責務の追加）、③事業者における自主的な取組を促す仕組みの在り方（企業の特定分野を対象とする団体の認定団体制度の新設など）、④データ利活用に関する施策の在り方（データ利活用の促進）、⑤ペナルティの在り方（法令違反に対するペナルティの強化）、⑥法の域外適用・越境移転の在り方（外国の事業者に対する報告徴収・立入検査等の追加）など、8項目の個別的な検討事項が示されている。

こうした経緯を踏まえて、前記第1のとおり、20年改正に至ったものである。

4 20年改正法の概略

20年改正のうち、前記2で触れた大綱との関連でいえば、特に実務的に注目すべき項目は、次のとおりである。

すなわち、①個人データに関する個人の権利の在り方として、オプトアウトによる第三者提供の一部制限（法23条2項、整備法27条）、本人からの開示請求等の範囲拡大（法2条7項・28条・30条等、整備法33条・35条等）、②事業者の守るべき責務の在り方では、個人情報の不適正な利用禁止（法16条の2、整備法19条）、漏えい報告・通知の義務化（法22条の2、整備法26条）、④データ利活用に関する施策の在り方について、仮名加工情報の導入（法2条9項・35条の2・35条の3、整備法41条・42条等）、また、⑤ペナルティの在り方では、罰金刑の強化（法83～88条、整備法173～180条）の各項目を挙げることができよう。

第3 個人の権利の在り方

20年改正では、個人の権利の在り方に関し、①利用停止・消去・第三者提供の停止請求の要件緩和（後記1）、②情報開示のデジタル化（後記2）、③第三者提供記録の開示義務化（後記3）、④開示対象となる保有個人データの範囲拡大（後記4）、⑤オプトアウト規制の強化（後記5）について、本人の権利保護が強化された。

1 利用停止・消去・第三者提供の停止請求に関する要件の緩和

(1) 利用停止等に関する改正の概略

20年改正は、本人が、保有個人データの利用停止・消去・第三者への提供の停止を請求できる要件を緩和し、本人の権利保護をより強化した。すなわち、利用停止・消去等の個人の請求権について、不正取得等の一部の法違反の場合に加えて、個人の権利または正当な利益が害されるおそれがある場合にも要件が緩和されることになった。

これは、「使わせない権利（利用停止権）」の導入が、いわば企業に配慮する「条件付き」になったものと解される。個人が企業に望まないデータ利用をやめさせられる制度だが、「本人の権利や正当な利益が害されるおそれがある場

合」など、使える場面を限って企業の負担を減らした。

(2) 利用停止・消去請求の要件緩和

事業者は、保有個人データに関して、本人からの求めに応じて、一定の場合に、開示・訂正・利用停止等を行うことが求められる（法27条～30条、整備法32条～35条）。ただし、旧法上、利用停止が求められるのは、①事業者が個人情報の目的外の利用を行っている場合（目的外利用。法16条、整備法18条）や、②個人情報を不正に取得した場合（法17条、整備法20条）に限られていたため（法30条）、消費者側の不満が大きかった。

この点につき、20年改正では、自己破産の情報をGoogleマップで確認できるサイトで批判を浴びた破産者マップ事件（2018年）等も踏まえ、

③違法または不当な行為を助長または誘発するおそれがある方法で利用した場合（法16条の2、整備法19条）、

④保有個人データを、事業者が利用する必要がなくなった場合、

⑤保有個人データの漏えい等が生じた場合（法22条の2第1項、整備法26条）、

⑥その他、保有個人データの取扱いにより、本人の権利利益が害されるおそれがある場合にも、利用停止や消去請求ができる（法30条1項、整備法35条）。

なお、法16条の2に定める「違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれ」の要件は、必ずしも明確とはいえない。また、将来の予測にかからしめる「おそれ」という要件もある。その判断基準は、今後の重要な解釈課題である（後記第4の2（2）参照）。

(3) 第三者提供の停止請求の要件緩和

第三者への提供の停止を請求できる場面は、①本人の同意なく第三者に提供した場合（法23条1項・整備法27条1項違反）、②本人の同意なく外国にある第三者に提供した場合（法24条・整備法28条違反）に限定されていた（法30条3項）。

これについても、20年改正は、

- ③データを事業者が利用する必要がなくなった場合、
- ④保有個人データにかかる漏えい等の報告義務が課される事態が生じた場合（法22条の2第1項本文、整備法26条1項）、
- ⑤その他保有個人データの取扱いにより本人の権利または正当な利益が害されるおそれがある場合

には、利用停止・消去請求に加えて、第三者への提供の停止を請求できている（法30条5項、整備法35条）。

保有個人データの取扱いにより「本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合」について（法30条5項、整備法35条）、法文上、何をもち「本人の権利又は正当な利益」というのかは、必ずしも明確ではない。この点、委員会におけるガイドライン等の整備に向けた論点整理によれば、「正当な利益」には、広く個人の人格的・財産的な権利利益が含まれるが、当該利益が法目的に照らして保護に値せず不当である場合には、認められないとの基本的な考え方が示されている⁶⁾。その立証責任は本人が負担し、本人は事業者に対して、正当な利益が存在する事実に加えて、それが侵害されるおそれがあることも明らかにする必要がある。そして、「正当な利益」か否かについては、相手方である事業者との関係で決せられる事柄であり、事業者側に本人保護の必要性を上回る特別な事情がない限りは、事業者には請求に応じる必要があるとの解釈となろう⁷⁾。

（4）代替措置

利用停止・消去請求と第三者への提供停止のいずれの場合においても、保有個人データの利用停止、消去請求または第三者提供の停止に多額の費用を要す

6) 個人情報保護委員会「改正法に関連するガイドライン等の整備に向けた論点について（利用停止等）」（2021年2月19日）11頁。

7) ちなみに、GDPR6条1項(f)では、個人の権利利益と事業者等の利益を比較衡量する必要が明文で定められている。他方、法30条5項では、比較衡量に関する明文があるわけではなく、正当な利益との比較のみならず、本人の権利が害されるおそれがある場合をも比較衡量がなされるのかは、判然としない。今後の解釈課題である。

るなど、それらの対応を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときには、事業者は請求に応じる必要がない（法30条6項ただし書、整備法35条）。これは、本人の権利保護を図りつつ、事業者側の負担も考慮した趣旨である。

この点、ガイドラインでは、代替措置の具体例として、①既に市販されている名簿の刷直しおよび回収作業に多額の費用を要するとして、名簿の増刷時の訂正を約束する場合や損害賠償をする場合、②委員会への報告の対象となる重大な漏えい等が発生した場合において、当該本人との契約が存続しているため、利用停止等が困難であるとして、以後漏えい等の事態が生じることがないように、必要かつ適切な再発防止策を講じる場合、③他の法令の規定により保存が義務づけられている個人情報を直ちに消去する代わりに、当該法令の規定による保存期間の終了後に消去することを約束する場合などが紹介されている⁸⁾。

(5) 利用停止権をめぐる議論

個人情報を分析（プロファイリング）してビジネスに活用する動きが加速する一方⁹⁾、不祥事の発覚（Facebook事件等）や、GDPR施行の状況もあり、現在でもプライバシーマークの審査基準の根拠であるJIS Q 15001では、事業者が無条件で利用停止の要求に対応することを義務づけている。

こうした背景事情から、大綱では「利用停止権等に係る要件を緩和し、個人の権利の範囲を広げる」としていた。ここでいう「利用停止権」とは、事業者側が収集するインターネットの閲覧履歴等の個人情報について、個人からの利用停止要求に応じることを事業者に義務づけ、個人が望まないデータの利用を止めさせられる制度を指している。

しかし、20年改正では、「本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある

8) 前掲6) 17頁。

9) プロファイリングに関連するGDPRの諸権利を分析した論考として、山本龍彦『『完全自動意思決定』のガバナンス—行為統制型規律からガバナンス統制型規律へ?』情報通信政策研究3巻1号25頁。

る場合」など、利用停止を請求できる場面を限り、事業者側の企業の負担を軽減した。なお、請求に対して措置をとらない場合の理由の説明や請求等に応じる手続等に関する規律は、他の本人による請求と同じ内容が適用される（法30条7項、31条、32条、34条、整備法35・36・37・39条）。

（6）実務への影響・企業対策

事業者側としては、個人情報の開示・停止に向け、どのようなデータを何の目的で保有しているかについて、再度整理しておかなければならない。

利用停止・消去等の個人の請求権について、個人の権利または正当な利益が害されるおそれがある場合にも要件が緩和されたため、今後は本人から事業者に対する様々な要望があり得る。具体的には、自分のデータについて「正当な利益が害される」旨を主張し、①その利用をダイレクトメールの送付に限定する、②マーケティング目的に使用しないでほしい、③第三者提供以外の使用は許可する、④データ利用でいったん同意した内容を撤回するといった場合が想定されるので、そうした請求にどう対応するかをあらかじめ検討しておく必要があるだろう。

また、事業者としては、個々人の要望に応じた情報管理、利用停止の窓口設置、停止の自動システム化等の諸対応のため、個人情報にかかる管理コストが上昇する可能性が高くなることも想定しておきたい。

この点、委員会におけるガイドライン等の整備に向けた論点整理によれば、利用停止等の判断の流れとして、次の3段階で判断すべきことが示されている¹⁰⁾。

- ① 本人から利用停止等の請求があった場合、事業者は、「本人の権利又は正当な利益」等、利用停止等の請求の要件を満たすかどうか判断する。
- ② 利用停止等の請求の要件を満たす場合には、事業者は、「本人の権利利益の侵害を防止するために必要な限度で」、利用停止等を行わなければならない

10) 前掲6) 5頁。

ない。

- ③ 利用停止等の請求の要件を満たす場合であっても、利用停止等を行うことが困難な場合は、「本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置」によって対処することも認められる。

さらには、法 22 条の 2 第 1 項本文（整備法 6 条）に規定する事態（個人データの漏えい・滅失・毀損）が利用停止や第三者提供停止の対象となったため（法 30 条 5 項、整備法 35 条）、その権利行使が増えることも予想され、事業者としては、個人データの管理に一層の注意を払う必要がある。

なお、20 年改正の施行後は、個人情報の利用に際し、情報を AI で分析する与信サービスや顧客の購買履歴をもとにした需要予測の場合等に、本人の意向確認が一層重要となることにも留意すべきである。

2 開示方法の指定（情報開示のデジタル化）

20 年改正では、保有個人データの開示方法について、電磁的記録の提供を含め、本人が指示できる（法 28 条 1 項、整備法 33 条）。

個人情報保護法には、これまで情報開示の電磁的形式による提供（デジタル化）に関する規定がなかった。また、従前の施行令でも、個人データの開示方法について「書面の交付による方法」を原則としつつ、「開示の請求を行った者が同意した方法があるときは、当該方法」としていた（法 28 条 2 項・整備法 33 条、施行令 9 条）。しかし、情報量が膨大である場合、書面による交付が適さない場面があるし、保有個人データが動画や音声データのように、そもそも書面による交付に適さないデータも存在する。また、民間手続における情報通信技術の活用促進が提唱される環境下（デジタル手続法）、大綱でも「本人の利便向上の観点から、本人が電磁的記録の提供を含め、開示方法を指示できるようにする」としていた。

そこで、20 年改正は、本人が、事業者に対して保有個人データの開示請求をする際に、電磁的記録の提供による方法を請求できるようにし（法 28 条 1 項、整備法 33 条）、事業者は、本人が請求した方法によって開示する義務を負うと

された（法 28 条 2 項、整備法 33 条）。ただし、本人が請求した開示方法に多額の費用を要する場合や、その他の当該方法による開示が困難である場合には、書面の交付も許容されている（法 28 条 2 項かつこ書、整備法 33 条）。

本人の事業者に対する開示請求の方法としては、①電磁的記録の提供による方法、②書面の交付による方法、③その他事業者の定める方法があるが（規 18 条の 6）、事業者としては、①②の方法に対応する義務があり、それに加えて③も本人の選択肢の一つになると解釈される。「電磁的記録の提供による方法」については、事業者が具体的な方法を定めることができる¹¹⁾。

3 第三者提供記録の開示義務化

旧法上、事業者は、第三者提供する個人データの記録（第三者提供記録）を作成・保存しなければならなかった（法 25 条）。また、事業者が、第三者から個人データの提供を受けるに際しても、第三者提供記録の作成・保存が義務づけられていた（法 26 条）。

第三者提供記録の作成を義務づけることによって、①不正の手段によって取得された個人情報と転々流通することを防止し、また、②個人情報の流通に係るトレーサビリティの確保を図ることが期待されている。しかし、これまでの第三者提供記録の制度は、不正な手段による情報の流通を防止するための監督機関によるトレーサビリティであり、本人による追跡可能性を考慮したものでなかった。

そこで、20 年改正では、その提供時・受領時の第三者提供記録について、本人が開示請求できるようにしている（法 28 条 5 項、整備法 33 条）。規定の仕組みとしては、本人の開示請求を定めた法 28 条 1 項ないし 3 項を、同 25 条 1 項および 26 条 3 項に基づき作成される第三者提供記録について準用する（整備法 33 条）。

ただし、①当該記録の存否が明らかになることにより、本人または第三者の

11) 個人情報保護委員会「『個人情報の保護に関する法律施行規則の一部を改正する規則（案）』に関する意見募集結果」（2021 年 3 月 24 日）別紙 2 パブコメ番号 433 等。

生命、身体または財産に危害が及ぶおそれがあるもの（政令9条1号）、②当該記録の存否が明らかになることにより、違法または不当な行為を助長し、または誘発するおそれがあるもの（同条2号）、③当該記録の存否が明らかになることにより、国の安全が害されるおそれ、他国もしくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれまたは他国もしくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるもの（同3号）、④当該記録の存否が明らかになることにより、犯罪の予防、鎮圧または捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障が及ぶおそれがあるもの（同4号）については、開示義務の除外事由とされている。

なお、非開示決定をした場合の理由の説明や請求に応じる手続等に関する規律は、他の本人による請求と同じ内容が適用される（法30条7項、31条、32条、34条、整備法35・36・37・39条）。

第三者から個人データの提供を受けている事業者は、相当多数にのぼると思われる。したがって、20年改正による開示の義務化は、企業実務への影響も小さくない。たとえば、これまで事業者は、何か問題事象が発生した場合に備えて、第三者提供記録を作成しておけば足りたが、今後は仮に問題が生じなくとも、本人によって随時開示請求される可能性があることを想定しておく必要があろう。事業者としては、自社の記録実務の作成・保存の現況を確認し、これらが開示対象とできるように各種規程類や従業員教育の見直しを図らなければならぬ。

4 開示等の対象となる保有個人データの範囲の拡大

保有個人データとは、個人データのうち、事業者が、本人の求めに応じて、開示、内容の訂正・追加・削除、利用の停止・消去、第三者提供停止を行うデータのことである（法2条7項、整備法16条4項）¹²⁾。ただし、従前は、取得後6カ月以内に消去されることとなる個人データが含まれておらず（施行令5条）、開示、利用停止等の対象としていなかった。

12) 保有個人データの定義に関する最新裁判例として、静岡地判令3年3月6日2020WLJPCA03066011。

しかし、短期間で消去されるものであっても、消去されるまでの間に漏えいなどが発生すれば、それが瞬時に拡散し、本人によっては修復困難な損害が生じる可能性もある。そこで、20年改正は、従来除外されていた6カ月以内に消去する短期保存データについても、保有個人データに含めることとし、開示、利用停止等の対象とする（法2条7項、整備法16条4項）。

個人データの概念（法2条6項、整備法16条3項）を保有個人データに吸収・統合させるものではないが、実務上、両者の差異はほとんどなくなったといってもよい。

保存期間により開示等に応じるべきデータか否かを区別している事業者においては、開示請求の対応に関する社内体制を見直す必要がある。なお、プライバシーマークの審査基準とされている「JIS Q 15001 個人情報保護マネジメントシステム」においては、6か月以内に削除されるデータも開示請求などに対応することが定められていたため、プライバシーマークを遵守している場合には、20年改正による影響はあまりないものといえる。

5 オプトアウト規制の強化

主に名簿屋対策として、オプトアウト規定（本人の求めがあれば事後的に停止することを前提に、提供する個人データの項目等を公表等した上で、本人の同意なく第三者に個人データを提供できる制度）によって第三者に提供できる個人データの範囲を限定し、不正取得された個人データや、オプトアウト規定により提供された個人データについても、本人の同意を要求する（法23条2項ただし書、整備法27条）。また、オプトアウト届出事業者の名称・住所等が届出事項に追加され（法23条2項1・4・8号）、変更があった場合にも届出を必要とする（同条3項、整備法27条）。

事業者としては、禁止されるオプトアウト類型で取得・提供している個人データがあるか否かを確認しなければならない。仮に禁止の対象が確認できた場合、その提供・取得は認められないため、当該個人データを使用せずに業務を行うか、異なる方法で個人データを提供・取得できるものかを検討する必要

がある。

(1) オプトアウトの対象となる個人データの限定

事業者が個人データを第三者に提供する場合、原則として本人の同意を得なければならないが（法23条1項）、一定の要件を満たす場合には、例外的にオプトアウトによる個人データの第三者提供が許容されている（法23条2～4項、整備法27条）。

そのさらなる例外として、①要配慮個人情報、②法17条1項（整備法20条）に違反して取得されたもの、または、③他の事業者からオプトアウトの規定に基づいて提供されたものである場合には、オプトアウト規定に基づいて本人の同意なく第三者提供できる個人データから除外される（法23条2項ただし書、整備法27条）。

(2) オプトアウトの届出対象事項の追加

オプトアウトによって個人データの第三者提供を行う場合には、事前の本人への通知または本人が容易に知り得る状態に置くとともに、委員会に届け出るべき事項として、次の内容が追加された。

- ① 第三者への提供を行う事業者の名称、住所、代表者の氏名等（法23条・整備法27条2項1号）
- ② 第三者に提供される個人データの取得の方法（同項4号）
- ③ その他個人の権利利益を保護するために必要なものとして規則で定める事項（同項8号）

このうち前記③「規則で定める」具体的な事項とは、第三者に提供される個人データの更新の方法（規9条4項1号）、当該届出に係る個人データの第三者への提供を開始する予定日（同項2号）である。

また、オプトアウトによって個人データの第三者提供を行う事業者は、所定の事項を変更する場合には、委員会への届出義務を負っているが、その届出義務の対象となる事項が追加された（法23条3項、整備法27条）。

第4 事業者の守るべき責務の在り方（事業者の義務の強化）

1 漏えい等報告・本人通知の義務化

インターネットやSNSの普及により、個人情報漏えいが重大な事態に発展する傾向にあるが、旧法上、その報告は努力義務だった（平成29年委員会告示第1号）。他方、比較法的には、報告を義務化している国が多い（GDPRでは、漏えいから72時間以内の報告義務）。

そこで、20年改正では、一定数以上の個人データ漏えいなど、一定の類型に該当する場合に、速やかに委員会への報告と本人への通知を行うことを事業者¹³に義務づけることとした（法22条の2、整備法26条）。すなわち、規則では、これら報告・通知義務に関し、①対象となる事態、②時間的制限、③報告・通知すべき事項、④報告の方法、の各事項が定められている。

事業者としては、20年改正に対応するため、いかなる場合に誰がどのような経路・手順で委員会への報告および本人通知を行うかを検討し、その手続を現行の社内規程やプライバシーポリシー等に盛り込む必要がある。

(1) 委員会への報告義務

事業者は、その取り扱う個人データの漏えい・滅失・毀損（以下、「漏えい等」）で個人の権利利益を害するおそれ¹³が大きい事態が生じたときは、委員会に報告しなければならない（法22条の2第1項本文、整備法26条）。

ただし、委託先において個人データの漏えい等が生じた場合であって、その旨を委託元の事業者¹³に通知したときは、委員会への報告義務を負わない（法22条の2第1項ただし書、整備法26条）。この場合には、委託元が委員会への報告義務を負うことになる（後記（1-3））。

また、法22条の2（整備法26条）第1項が「その取り扱う個人データ」の漏えい等を対象としていることから、委託元が委託先に取扱いを委託しておら

13) 個人情報保護委員会「改正法に関連する政令・規則等の整備に向けた論点について（漏えい等報告及び本人通知）」（2020年10月30日）2頁以下。

ず、委託元のみが取り扱っている個人データについては、漏えい等が発生した場合でも、委託先が委員会への報告義務を負うことはない¹⁴⁾。

委員会への報告義務については、「速報」と「確報」の二段階の義務が定められている（規6条の2～6条の4）。

(1-1) 速報

① 報告義務の対象となる事態

報告義務の対象となる「個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして委員会規則で定めるもの」とは、次の4つの事態である¹⁵⁾。すなわち、

- i) 要配慮個人情報が含まれる個人データの漏えい等が発生し、または発生したおそれがある事態（規6条の2第1号）、
- ii) 不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある個人データの漏えい等が発生し、または発生したおそれがある事態（たとえば、クレジットカード番号やインターネットバンキングのID・パスワードが漏えいした場合。同条2号）¹⁶⁾、
- iii) 不正の目的をもって行われたおそれがある個人データの漏えい等が発生し、または発生したおそれがある事態（同3号）、
- iv) 個人データに係る本人の数が1,000人を超える漏えい等が発生し、または発生したおそれがある事態（同4号）である。

ただし、そのいずれについても、高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものが漏えい等した場合は除かれる（規6条の2第1号）。

② 報告の時間的制限

事業者は、前記①の報告義務を負う事態を知った後、「速やかに」報告しな

14) 前掲11)・パプコメ番号216。

15) 規則6条の2各号の「発生したおそれ」とは、漏えい等が疑われるものの確証がない場合をいう。前掲11)・パプコメ番号66等。

16) 「財産的被害が生じるおそれ」は、当該個人データの性質・内容や財産的被害が発生する蓋然性等を考慮して判断される。前掲11)・パプコメ165等。

ければならない（規6条の3第1項）。「事態を知った」とは、個別の事案ごとに判断されることになるところ、事業者が法人である場合は、当該法人内のいずれかの部署が把握していれば、代表者や担当部署が把握していない場合であっても、これに該当するし、また、従業員等の不正な持出しの事案では、持ち出した従業員等を除いた上で、当該法人内のいずれかの部署が知った時点を基準とする¹⁷⁾。

③ 報告すべき事項

速報の際に事業者が報告しなければならない事項は、規則6条の3第1項1号ないし9号に列挙されている。

報告すべき事項は、報告しようとする時点において把握しているものに限られる（規6条の3第1項かっこ書）。事業者が合理的な努力を尽くした上であれば、報告の時点で把握している内容を報告した場合には、報告内容が客観的に誤っていることが判明したとしても、報告義務違反には該当しない¹⁸⁾。また、確報の報告期限までに一部の事項が判明していない場合には、判明次第、報告を追完すればよい¹⁹⁾。したがって、実務的には、速報の時点で判明している事項だけで構わないので、可及的速やかに委員会への報告をすべきであろう。

なお、速報の段階で、所定の情報がすべて含まれている場合には、確報を兼ねるものとして、追加での報告の必要はない²⁰⁾。

④ 報告の方法

事業者は、原則として、電子情報処理組織（インターネット）を使用する方法により、委員会への報告を行うこととなる（規6条の3第3項1号）。

(1-2) 確報

事業者は、報告義務を負う事態を知ったとき、その事態を知った日から原則として30日以内（不正の目的をもって行われたおそれがある個人データの漏えい

17) 前掲11)・パブコメ番号86・183。

18) 前掲11)・パブコメ番号83等。

19) 前掲11)・パブコメ番号206等。

20) 前掲11)・パブコメ番号125等。

等が発生し、または発生したおそれがある事態の場合は60日以内)に、規則に列挙の各事項を報告する必要がある(規6条の3第2項)。要するに、事業者は、速報の後、報告事項に関する調査・検討を行い、事態発覚から原則30日以内に報告すべき全9項目を報告しなければならない。

(1-3) 委託先の報告義務の免除

委託元と委託先の双方が個人データを取り扱っている場合、個人データの漏えい等の事態が発生したときには、原則として委託元と委託先の双方が報告義務を負う。

ただし、委託先において漏えい等が生じた場合であって、規則で定めるところにより、その旨を委託元の事業者へ通知したときは、委員会への報告義務を負わない(法22条の2第1項ただし書、整備法26条)。委託先は、報告義務を負うこととなる事態を知った後、速やかに、報告事項を委託元に通知しなければならない(規6条の4)。なお、この通知によっても、委託先が完全に免責されるわけではなく、その後も引き続き、実態把握を行わなければならないし、委託元の委員会に対する報告にも協力する必要がある。

(2) 本人への通知義務

① 通知義務の対象となる事態

報告義務の対象となる場合、事業者は本人に対して、規則で定めるところにより、個人データの漏えい等の事態が生じた旨を通知しなければならない(法22条の2第2項本文、整備法26条)。本人への通知義務の対象となる事態について、文理上、「報告義務の対象となる場合」と定められているから、報告義務を負う場合には、原則として通知義務も負うことになる(前記(1)(1-1)①参照)。

ただし、委員会への報告義務とは異なり、本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要な通知に代わるべき措置(代替措置)をとるときは、本人への通知義務を負わない(法22条の2第2項ただし書、整備法26条)。いかなる場合にいかなる措置を講じれば、この例外規定が適用さ

れるかについては、今後の実務的な検討課題である。この点、「本人への通知が困難」とは、たとえば、本人の連絡先について、古い連絡先しか把握していない場合などが想定される。また、代替措置としては、漏えい等が発生したことを公表して問い合わせに応じるなどの方法が考えられるであろう。

② 通知の時間的制限

事業者は、報告義務を負う事態を知った後、当該事態の状況に応じて、速やかに通知しなければならない（規6条の5）。

本人に対しては、報告義務とは異なり、「当該事態の状況に応じて」通知するものとされている。その趣旨は、本人への通知を速やかに行う必要がある一方で、その具体的な時機は事案ごとに異なるし、事案によっては速やかに通知することにより、かえって本人に不利益が生ずる可能性もあり、報告義務と必ずしも同じタイミングで行わなければならないわけではないからである。

③ 通知すべき事項、通知の方法

事業者が通知しなければならない事項は、「当該本人の権利利益を保護するために必要な範囲において」との制限を付した上で、規則6条の3第1項1号・2号・4号・5号・9号に列挙されている。なお、通知の方法については、特に法規上の規定がないため、電子メールなど、本人が知ることのできる合理的な方法であればよい。

2 適正な利用義務の明確化

(1) 不適正利用の禁止

事業者は、違法または不当な行為を助長し、または誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない（法16条の2、整備法19条）。かかる不適正な利用の禁止に違反した場合には、利用停止や消去請求の対象となる（法30条1項、整備法35条）。

20年改正前は、個人情報の不適正な利用の禁止、すなわち、違法または不当な行為を助長・誘発するおそれがある方法によって個人情報を利用することは、明文で禁止されていなかった。そのため、旧法の規定に照らして違法では

ないとしても、違法・不当な行為を助長し、または誘発するおそれのある方法により個人情報を利用するなど、法の目的である個人の権利利益の保護に照らして適切でない方法で個人情報が利用されている事例の存在が指摘されていた。このような背景から、20年改正では、事業者が不適正な方法で個人情報を利用することを禁止したものである。

事業者としては、個人情報の利用を再度確認して、不適正な利用実態がないかを確認する必要がある。特に利用目的の拡大解釈や一般人から見て特に違和感を抱くような利用について慎重に調査する必要がある。その際には、本人から見て予測可能か、社会常識として妥当かといった視点が重要である。

(2) 「違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれ」の解釈

前記第3の1(2)でも指摘したとおり、法16条の2(整備法19条)に定める適正な利用義務の要件は必ずしも明確とはいえない。何をもって本条に定める「違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれ」に該当するのかは今後の検討課題となろう。

この点、委員会におけるガイドライン等の整備に向けた論点整理によれば、「違法又は不当な行為」とは、①個人情報保護法その他の法令に違反する行為、②直ちに違法とは言えないものの、個人情報保護法その他の法令の制度趣旨や公序良俗に反しているなど、社会通念上、適正とは認められない行為をいうものとしている²¹⁾。特に②については、個人の権利利益の保護という制度趣旨を踏まえつつ、個別の事案ごとに、当該行為の目的・必要性、行為態様、行為者の認識等を踏まえて社会通念により判断する必要があるとの考え方が示されたところである。

不適正利用に該当すると考えられるものとしては、

- ① 個人情報を提供した場合、提供先において法23条1項(整備法27条)に違反する第三者提供がなされることを予見できるにもかかわらず、当該提

21) 個人情報保護委員会「改正法に関連する政令・規則等の整備に向けた論点について(不適正利用の禁止)」(2021年2月19日)4・8頁。

供先に対して、個人情報を提供する、

② 広告配信を行っている事業者が、第三者から広告配信依頼を受けた商品が違法薬物等の違法な商品であることが予見できるにもかかわらず、当該商品の広告配信のために、自社で取得した個人情報を利用する、などの各事例が紹介されている。さらには、本人の同意がある場合や契約履行のために必要な場合などは、不適正な利用に当たらないものと解釈できるであろう。

助長または誘発の「おそれ」の有無に関しては、個人情報の利用が、違法または不当な行為を助長または誘発することについて、社会通念上の蓋然性が認められるか否かにより判断されるものとし、個別具体的な事案に応じて、個人情報の利用方法等の客観的な事情に加え、個人情報の利用時点における事業者の認識および予見可能性も踏まえて判断されるとしている。そして、「おそれ」が認められない具体的な事例として、提供先が個人情報の取得目的を偽っており、当該提供先が取得した個人情報を違法に利用することについて、一般的な注意力をもってしても予見できない状況で、当該提供先に対して個人情報を提供する場合が示されている²²⁾。

いずれにせよ、これらの論点については、できる限り事業者への萎縮効果を与えないような解釈の深化が求められるところである。

第5 事業者による自主的な取組を促す仕組みの在り方

1 認定個人情報保護団体

個人情報保護法では、委員会のほかに、民間団体を利用した情報保護を図るため、認定団体制度を設けている。個人情報の取扱いに関する苦情の処理、事業者への個人情報の適正な取り扱いに関する情報の提供などを行う法人ないし団体は、委員会の認定を受けて、認定個人情報保護団体となることができる。

22) 前掲21) 5頁以下。

この認定個人情報保護団体については、対象事業者のすべての分野（部門）を対象とする現行制度に加え、企業の特定分野（部門）を対象とする団体も認定することが認められた（法47条2項）。これにより、特定分野のみを対象とする認定団体の出現が進み、専門性を活かした個人情報保護の取組みも期待される。

また、指導・勧告等を行ったにもかかわらず、対象事業者が個人情報保護指針を遵守しないときは、当該対象事業者を認定業務の対象から除外できる旨の規定も設けられた（法51条1項2文、整備法52条）。

2 保有個人データに関する公表事項の充実

20年改正は、事業者による保有個人データに関する公表事項として、事業者の住所、および、事業者が法人である場合には代表者の氏名、を追加した（法27条1項1号、整備法32条）。また、個人データの第三者提供時の記録の開示請求（法28条5項、整備法33条）と、漏えい等の報告義務を生じさせる事態における利用停止等の請求（法30条5項、整備法35条）に応じる手続も、その公表事項に含まれる（法27条1項3号、整備法32条）。

大綱では、保有個人データに関する公表事項の充実として、「個人情報の取扱体制や講じている措置の内容、保有個人データの処理の方法等の本人に説明すべき事項を、法に基づく公表事項（政令事項）として追加することとする」とされていた。この点、政令では、個人情報の取扱体制も含めたものとして、「法第20条の規定により保有個人データの安全管理のために講じた措置」が追加され（政令8条1号）、保有個人データの処理の方法については公表事項としての追加が見送られている。

(1) 「安全管理のために講じた措置」の追加

公表事項として追加されることとなる「安全管理のために講じた措置」に関し、委員会が示した具体例によれば²³⁾、

・ 内部規律の整備（取得、利用、提供、廃棄といった段階ごとに、取扱方法や担当

- 者およびその任務等について規定を策定し、定期的に見直しを実施している旨等)
- ・組織体制の整備（責任者を設置している旨およびその役職・任務等、漏えい等を把握した場合の報告連絡体制等）
 - ・定期点検・監査（定期的な自己点検、他部署監査、外部主体監査の実施等）
 - ・従業者の教育（定期的に研修を実施している旨、秘密保持に関する事項を就業規則等に盛り込み周知している旨等）
 - ・不正アクセス等の防止（外部からの不正アクセスから保護する仕組みを導入している旨等）
 - ・外的環境の把握（外国で個人情報を取り扱っている場合の外国の個人情報保護制度等）

がある。事業者としては、それらを参考にした上で、各社の公表内容を検討しておくべきである²⁴⁾。特に外的環境の把握に関する項目については、保有個人データを取り扱っている外的環境の国名の公表等が必要で、当該国の制度についての公表等が望ましいとされている点に注意が必要である。

また、安全管理のために講じた措置の公表義務については、例外事由も定められており、「本人の知り得る状態に置くことにより当該保有個人データの安全管理に支障を及ぼすおそれがあるもの」が除かれている（政令8条1号かっこ書）。その具体例としては、

- ・個人データが記録された機器等の廃棄方法、盗難防止のための管理方法
- ・個人データ管理区域の入退室管理方法
- ・アクセス制御の範囲、アクセス者の認証手法等
- ・不正アクセス防止措置の内容等

が列挙されている。

23) 個人情報保護委員会「改正法に関連する政令・規則等の整備に向けた論点について（公表事項の充実）」（2020年10月14日）7頁。

24) 前掲23) 5頁、改正ガイドライン通則編対照表139頁以下。

(2)「保有個人データの処理の方法」の追加に代わる規律

政令では、「保有個人データの処理の方法」について、公表事項としての追加が見送られている。これは、保有個人データの処理方法の公表を義務付けることにより、営業秘密の流出が懸念される一方、分析アルゴリズム等の処理方法を公表することが、必ずしも個人データの取扱いに対する理解促進や不安軽減に資するとは限らないと考えられたからである。

利用目的からは想定できないような取扱いが行われる場合には、このような取扱いを本人が認識できるようにすることのほうがむしろ重要であり、(個人データの処理方法の公表義務化ではなく)利用目的の特定という既存の規制を通じて、本人がどう取り扱われているか認識できるようにしなければならない。そこで、どのように自身の情報が取り扱われているかを本人が予測できる程度に、いかに利用目的を記載するかが実務的な課題となる。

この点、ガイドラインによれば、次の各ケースについて、

- ・ 閲覧履歴や購買履歴等の情報を分析することによって、本人の趣向等に応じた広告を配信するケースでは、
 - × 「広告配信のために利用いたします」では不十分であって、
 - 「取得した閲覧履歴や購買履歴等の情報を分析して、趣向に応じた新商品・サービスに関する広告のために利用いたします」と記載すべきであり、
- ・ 履歴書や面接で得た情報のみならず、(本人が分析されることを想定していない)行動履歴等の情報を分析し、人事採用に活用するケースは、
 - × 「取得した情報を採否の検討・決定のために利用いたします」ではなく、
 - 「履歴書や面接で得た情報に加え、行動履歴等の情報を分析して、当該分析結果を採否の検討・決定のために利用いたします」との記載が求められ、また、
- ・ 行動履歴等の情報を分析の上、結果をスコア化した上で、当該スコア(自体を提供することを本人に通知等することなく)を第三者へ提供するケースにおいては、
 - × 「取得した情報を第三者へ提供いたします」では記載が不足しており、

○「取得した行動履歴等の情報を分析し、結果をスコア化した上で、当該スコアを第三者へ提供いたします」といった程度に記載する必要があるとの具体例を列挙している²⁵⁾。

要するに、事業者としては、どのような取扱いが行われているかを本人が予測・想定できる程度に利用目的を特定しなければならない。

(3) プライバシーポリシーの見直し

保有個人データの公表項目の追加によって、各企業のプライバシーポリシーの見直しが必要である。多くの事業者にとっては、安全管理措置の内容を追加する必要があり、また、ターゲティング広告を利用している事業者などは、前記(2)のとおり、利用目的の記載内容の見直しの要否も検討しなければならない。

たとえば、顧客データのプロファイリングを行っている事業者では、自社のプライバシーポリシーで「当社は、お客様の当社ウェブサイトの閲覧履歴・購買履歴を蓄積・分析し、当社商品・サービスのご案内と向上のために利用します」と利用目的を記載していれば、一応は足りるものと解されるが、今後の実務動向に留意しながら、その記載内容のさらなる見直しの要否も検討すべきであろう。

3 共同利用における公表事項の充実

共同利用の枠組みを利用した場合には、個人データの管理責任者の氏名・名称を、あらかじめ本人に通知または本人が容易に知り得る状態に置くことが必要である。20年改正では、オプトアウトの場合と同様に、管理責任者だけでなく、事業者の住所（および、事業者が法人である場合には代表者の氏名）も、本人通知等の対象事項に追加した（法23条5項、整備法27条）。また、管理責任者の変更に際しても、同様の規律が定められている（法23条6項、整備法27

25) 前掲23) 12頁。

条)。

共同利用の枠組みを利用する企業は多いが、これら企業ではプライバシーポリシーの見直しが必要になるであろう。

第6 データ利活用に関する施策の在り方

1 「仮名加工情報」等の創設

(1) 仮名化と仮名加工情報

20年改正では、イノベーションを促進する観点から、氏名等を削除した「仮名加工情報」を創設し、内部分析に限定する等を条件として、開示・利用停止請求への対応等の義務を緩和した(法2条5項・35条の2・35条の5、整備法41・42条)。すなわち、個人のデータを仮名にして本人を直接特定できないようにすることにより(仮名化)、利用停止権やデータ開示請求の対象外とする仕組みである。

仮名加工情報に関しては、法35条の2以降の第4章2節(整備法第4章3節)以下に規定されている。仮名加工情報の作成などにおける事業者の義務は、法35条の2で定められ、仮名加工情報に該当する場合、事業者は、法の一定のルール適用を免れることができる。すなわち、仮名加工情報、仮名加工情報である個人データおよび仮名加工情報である保有個人データについては、漏えい等の報告義務(法22条の2、整備法26条)、開示請求(法28条、整備法33条)、利用停止等(法30条、整備法35条)の適用対象外となる(法35条の2第9項、整備法41条)。したがって、仮名加工情報に該当すれば、事業者の義務が一部免除されるため、負担軽減につながる事となる。

「仮名加工情報」とは、氏名等や個人識別符号を削除または置換することにより「他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られた個人に関する情報」の類型である(法2条9項)。より正確には、法2条1項1号規定の1号個人情報および2条1項2号規定の2号個人情報について、記述の一部の削除、個人識別符号の全部の削除などの

措置が講じられ、他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報をいう。要するに、氏名や住所など、特定の個人を識別できる情報の一部を仮の値に置き換えることにより、元の値と突合しなければ、個人を特定できないデータである。たとえば、氏名・性別・年齢・住所からなる個人データについて、氏名と住所を記号に置き換え、当該個人を特定できないようにすることが考えられる。

なお、仮名加工情報は、具体的な義務を定める法35条の2・35条の3（整備法41・42条）で「仮名加工情報データベース等を構成するものに限る」と定められている。このため、いわゆる散在情報（個人情報ファイルに記録されていない保存個人情報）は、具体的な義務・規律の対象とはならない。

ちなみに、仮名加工情報は、匿名加工情報と異なり、他の情報と照合することで、特定の個人を識別できる。したがって、仮名加工情報の場合には、匿名加工情報よりも低い要件で作成することができる。また、匿名加工情報には「当該個人情報を復元することができないようにしたもの」との要件があるが、仮名加工情報では、このような要件はない（法2条5項）。要するに、復元可能性がある場合には、仮名加工情報になる。

仮名加工情報は、元となる個人情報の利用目的の範囲を超えて利用することができる（法35条の2第9項、整備法41条）。しかし、その利用は、事業者内部における分析行為に限定され、仮名化情報の利用目的の特定・公表が必要とされる（法35条の2第3・4項、整備法41条）。また、利用目的の特定・公表を前提に、個人の各種請求への対応義務が緩和され、様々な分析に活用できる（法35条の2、整備法41条）。たとえば、過去に収集・蓄積してきた個人データを仮名化した情報は、従前の利用目的にとらわれずに活用できるようになる。

なお、仮名加工情報を使う場合には一定事項を公表しなければならないため、プライバシーポリシーへの追加を検討する必要がある。

（2）データベース・取扱事業者の概念

法には、「仮名加工情報データベース等」と「仮名加工情報取扱事業者」と

いう概念も導入されている（法2条10項、整備法16条5項）これらはいずれも、「個人情報データベース等」や「個人情報取扱事業者」の概念をそのまま仮名加工情報に当てはめたものと考えてよい。

「仮名加工情報データベース等」は、仮名加工情報を含む情報の集合物であって、特定の仮名加工情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものその他特定の仮名加工情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるものであり（政令5条参照）、また、仮名加工情報データベース等を事業の用に供している者を「仮名加工情報取扱事業者」という。

（3）仮名加工情報に関する規律の構造

仮名加工情報に関する条文構造は複雑であるが（法35条の2・35条の3、整備法41・42条）、ごく概略的に俯瞰すれば、散財情報を規律の対象外とした上で（前記（1-1）参照）、A:「個人情報である仮名加工情報」とB:「個人情報でない仮名加工情報」とに分類し、それぞれに異なる規律を規定している。

条文構造としては、次のように整理することができる。

- ① A・Bいずれにも適用される規律（法35条の2第1項・2項、整備法41条）
- ② Aに適用される規律（法35条の2第3～9項、整備法41条。後記（1-4））
- ③ Bに適用される規律（法35条の3、整備法42条。後記（1-5））

A・Bいずれにも適用される規律としては、仮名加工情報の適切な加工義務、削除等情報の安全管理措置義務がある（法35条の2第1項・2項、整備法41条）。事業者が仮名加工情報を作成する場合には、規則に定める方法に従い（適切な加工義務）、削除・加工した情報の漏えい防止に必要な措置を講じなければならない（削除等情報の安全管理措置義務）。

（4）仮名加工情報を作成するための加工基準

仮名加工情報取扱事業者は、仮名加工情報について、次のとおり、作成時の加工方法の基準に従わなければならない（法35条の2第1項・整備法41条、規

18条の7)²⁶⁾。

- ① 個人情報に含まれる特定の個人を識別することができる記述等の全部または一部を削除すること（当該全部または一部の記述を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む）（規18条の7第1号）
- ② 個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む）（同条2号）
- ③ 個人情報に含まれる不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある記述等を削除すること（当該記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む）（同3号）

このうち前記③の加工基準は、クレジットカード番号、インターネットバンキングのID・パスワードなどが漏えい等した場合を想定したものである。

(5) 削除情報等の漏えい防止のための安全管理措置

仮名加工情報取扱事業者は、仮名加工情報について、次の基準に従い、削除情報等の漏えい防止のために安全管理措置を講じる義務がある（法35条の2第2項・整備法41条、規18条の8）。

- ① 法35条の2第2項に規定する削除情報等を取り扱う者の権限および責任を明確に定めること（規18条の8第1号）
- ② 削除情報等の取扱いに関する規程類を整備し、当該規程類に従って削除情報等を適切に取り扱うとともに、その取扱いの状況について評価を行い、その結果に基づき改善を図るために必要な措置を講ずること（同条2号）
- ③ 削除情報等を取り扱う正当な権限を有しない者による削除情報等の取扱

26) 仮名加工情報を「作成するとき」（法35条の2第1項）とは、仮名加工情報として取り扱うために、すなわち「意図をもって」当該仮名加工情報を作成するときをいい、そのような意図を有することなく、個人情報の取扱いに係る義務が適用されるものとして作成された場合には、仮名加工情報の規定の適用がない。前掲11）・パブコメ番号455等。

いを防止するために必要かつ適切な措置を講ずること（同3号）

(6) 個人情報である仮名加工情報の規律

個人情報である仮名加工情報は、そもそも個人情報に該当するため、個人情報・個人データ・保有個人データに関する事業者の義務の対象となるが、次のとおり、これら義務内容の一部を修正・追加・適用除外したのが、法35条の2（整備法41条）3～9項である。

① 個人情報に関する規律の修正

・目的外利用の禁止

法16条（整備法18条）の規定にかかわらず、「法令に基づく場合」を除いて、本人の同意があっても、法15条（整備法17条）1項の利用目的の範囲を超えて、仮名加工情報を取り扱うことができない（法35条の2第3項、整備法41条）。

・利用目的の公表義務

通常の個人情報とは異なり、利用目的（およびその変更）の通知は認められず、公表のみが義務遵守の方法として認められる（法35条の2第4項、整備法41条）。

・不要な情報の削除義務

利用する必要がなくなった個人データの削除義務や遅滞なく消去する努力義務は負うが、正確かつ最新の内容に保つ義務は定められていない（法35条の2第5項、整備法41条）。

・第三者提供の禁止

法23条（整備法27条）1項2項・24条（整備法28条）1項の規定にかかわらず、「法令に基づく場合」を除いて、本人の同意があっても、仮名加工情報である個人データを第三者に提供できない（法35条の2第6項、整備法41条）。また、委託・事業承継・共同利用の場合には、提供を受ける者が「第三者」に該当しないため（法23条5項、整備法27条）、仮名加工情報の提供も許される。ただし、共同利用については、

公表のみが義務遵守の方法として認められる。

② 個人情報に関する規律の追加

・ 識別目的での照合禁止

仮名加工情報を取り扱う際は、本人識別のために他の情報と照合することを禁止する（法 35 条の 2 第 7 項、整備法 41 条）。

・ 本人への連絡行為の禁止

電話や郵便、電子メール等で連絡をとったり、住居を訪問したりするために、仮名加工情報に含まれる連絡先等の情報を利用することを禁止する（法 35 条の 2 第 8 項、整備法 41 条）。

③ 個人情報に関する規律の適用除外

仮名加工情報では、利用目的の変更の制限（法 15 条 2 項、整備法 17 条）、漏えい等の報告および本人通知義務（法 22 条の 2、整備法 26 条）、保有個人データに関する規律（法 35 条の 2 第 9 項、整備法 41 条）が適用されない。

(7) 個人情報でない仮名加工情報の規律

個人情報ではない仮名加工情報（前記 B）では、法 35 条の 3（整備法 42 条）によって、次の規律のみが適用される。

・ 第三者提供の禁止

個人情報ではない仮名加工情報は、「法令に基づく場合」を除いて、本人の同意があっても、第三者提供できない（法 35 条の 3 第 1 項、整備法 42 条）。また、委託・事業承継・共同利用による提供の場合は第三者提供に該当しないが、共同利用については、公表のみが義務遵守の方法として認められる（法 35 条の 3 第 2 項、整備法 42 条）。

・ 安全管理措置、従業者の監督、委託先の監督、苦情の処理（法 35 条の 3 第 3 項・20 条・21 条・22 条・35 条、整備法 42 条・23 条・24 条・25 条・40 条）

ただし、通常の個人データとは異なり（法 20 条、整備法 23 条）、個人データの安全管理措置の例示から、個人データの滅失または毀損の防止

が削除されている。

- ・識別目的での削除情報等の取得および照合の禁止（法35条の2第7項・整備法42条準用）
- ・本人への連絡行為の禁止義務（法35条の2第8項・整備法42条準用）。

2 個人関連情報

(1) 改正に至る背景事情

旧法の下でも、提供元において個人データに該当する場合には、個人データの第三者提供に係る規制を適用されてきた（法23条1項）。しかし、提供元では個人データに該当しないが、提供先においては個人データに該当する場合について、必ずしも規律が明確ではなかった。たとえば、Cookie（ユーザー側にWebサイト側が指定したデータを保存させる仕組み）などのような情報の第三者提供については、規制が存在しなかった。

しかし、Cookieでは、他の情報と照合することにより容易に特定の個人を識別することができる場合がある。DMP（Data Management Platform）と呼ばれるプラットフォームが普及してきている昨今、Cookie等の識別子に紐づく個人情報ではないユーザー・データを、提供先において他の情報と照合することによって個人情報とされることを知りながら、他の事業者提供に提供する事業形態が出現してきた。また、最近では、就職情報サイトを運営する事業者が就職活動中の学生の内定を辞退する確率をAIで予測して企業に販売していたリクルーティング事件も大きな問題となった（2018年）。この事件では、提供元であるリクルーティング会社において、特定の個人を識別しないとする方式で内定辞退率を算出し、提供先である利用企業においては特定の個人を識別できることを知りながら、第三者提供に係る同意を得ずに内定辞退率を利用企業に提供していたとされている。

そこで、20年改正では、提供元では個人データに該当しないものの、提供先において個人データとなることが想定される情報の第三者提供について、本人同意が得られていることなどの確認を義務づけた（法26条の2²⁷⁾。

(2) 20年改正の内容

個人関連情報とは、生存する個人に関する情報であって、個人情報、仮名加工情報および匿名加工情報のいずれにも該当しないものをいう（法26条の2第1項、整備法4条7項）。たとえば、氏名と結びついていないインターネットの閲覧履歴、位置情報、Cookieのような識別子情報やそれに紐づく行動履歴に関する情報である。

そして、提供元である事業者が、個人関連情報を第三者に提供する場合であって、その提供先が個人データとして個人関連情報を取得することが想定されるときは、一定の例外事由が存在する場合を除き、

- ① 提供先が、事業者から個人関連情報の提供を受けて、本人が識別される個人データとして取得することを認める旨の同意を得ていること（法26条の2第1項1号）、
- ② 外国にある第三者への提供では、①の本人の同意を得ようとする場合に、その外国の個人情報保護制度、第三者が講ずる個人情報保護措置、その他本人に参考となるべき情報を本人に提供していること（同項2号、整備法31条）

について、あらかじめ確認することを義務づけている。要するに、個人関連情報に該当するものを第三者に提供し、それを第三者が個人データとして受け取ることが想定される場合には、提供者は確認をしなくてはならない。その際の確認とは、i) 個人関連情報の提供先が「個人データとして取得する」ことを本人から同意を得ているか、ii) 外国の第三者へ提供する場合、これに関する情報提供がなされているか、の2点である。

そこで、問題となるのが、本人からの同意取得の態様・方法である。すなわち、①本人同意を提供元・提供先のどちらが取得するか、②本人同意を取得した後、提供元が具体的にどのような方法で本人同意を確認するか、である。こ

27) 必要な同意については、必ずしも個別に同意を取得する必要はなく、本人の予測できる範囲において包括的に同意を取得することも可能である。前掲11)・パブコメ番号406、改正ガイドライン通則編対照表96頁以下。

の点、ガイドラインによれば、同意を取得する主体（①）については、本人と接点を持ち、情報を利用する主体となる提供先が原則である²⁸⁾。また、本人からの同意の確認方法（②）は、提供先による実際の同意取得の過程をすべて確認することは困難であるため、提供元は提供先の申告内容を一般的な注意力をもって確認すれば足りる。

なお、委託（法23条5項1号、整備法27条）に伴って委託元が提供した個人データが、委託先にとって（個人データではなく）個人関連情報に該当する場合、委託先が委託された業務の範囲内で委託元に当該データを返す行為には、法26条の2（整備法31条）が適用されないが、他方、委託先で独自に取得した個人関連情報を付加した上で委託元に返す場合には、同条が適用される²⁹⁾。

規則では、記録事項（規17条1項・18条の4）、提供元における確認方法（規18条の2）³⁰⁾、記録の作成方法（規18条の3）、記録の保存期間（規18条の5）を定めているが、基本的には、個人データの第三者提供における記録・確認義務に関する規律に準ずるものと理解しておけば足りる。

また、「個人関連情報」概念の導入に伴い、「個人関連情報データベース等」と「個人関連情報取扱事業者」も規定されたが、その意義は「仮名加工情報データベース等」および「仮名加工情報取扱事業者」と同様、「個人情報データベース等」や「個人情報取扱事業者」の概念をそのまま個人関連情報に当てはめたものである（法26条の2第1項・整備法31条、政令7条の2）。個人関連情報取扱事業者は、確認に係る事項などの記録の作成・保存義務（法26条の2

28) 提供先による同意取得に際しては、提供を受ける個人関連情報の対象を特定できるようにする必要があること、また、個人関連情報を個人データとして取得した後の利用目的については、法18条により通知等を行わなければならない。また、提供元が提供先の同意取得を代行する余地も認められるものの、提供先を個別に明示する必要がある。

29) 前掲11)・パブコメ番号425等。

30) 規則では「第三者から申告を受ける方法その他適切な方法（規18条の2第1項）」によって確認するとされているが、この点、ガイドラインによれば、一般的な注意力をもって確認すれば足りるとされている。実務的には、同意を得ている旨の誓約書等を受け入れることが考えられるであろう。改正ガイドライン通則編対照表100頁。

第3項、同26条3項・4項、整備法31条・30条）などの義務を課される。

なお、外国にある第三者への提供の場合には、法26条の2第1項2号・同条2項（整備法31条）が準用する法24条3項（整備法28条）がそれぞれ適用される。

（3）実務への影響・企業対策

20年改正の施行に伴い、個人関連情報を第三者に提供し、それを第三者が個人データとして受け取ることが想定される場合には、本人の同意が必要になる。

企業としては、たとえ自社内で個人情報に該当しなくとも、提供先で個人情報になり得る情報について、その提供に一定の制限がかかることを留意すべきである。また、Cookieを活用し、ネット閲覧履歴などに基づき個人ごとに広告を出す行動ターゲティング（追跡型）広告については、技術の進展が著しく、技術革新を阻害しない範囲での運用が重要だが、今般の改正により、その在り方の見直しが広がるであろう。特に条文上、規制の対象が、個人データとして取得することが「想定される」情報と表現されており（法26条の2第1項）、その判断基準に注意が必要である³¹⁾。

まずは個人関連情報を提供しているかの現況を確認し、仮に提供の事実が認められる場合には、本人同意の取得や記録の作成・保存対応の手続などの実務的な対応を講じなければならない。

31) 「想定される」には、①現に認識している場合、②一般人基準で考えたら通常想定できると思われる場合、の二つがある。その具体例については、改正ガイドライン通則編対照表93頁以下。なお、個人情報保護委員会「改正法に関連する政令・規則等の整備に向けた論点について（個人関連情報）」（2020年11月20日）5頁参照。

第7 ペナルティと域外適用・越境移転の在り方

1 ペナルティの在り方

(1) 刑事罰

旧法上、個人情報取扱事業者に対するペナルティは、最大でも1年以下の懲役または50万円以下の罰金であった。他方、GDPRでは、2000万ユーロまたは前年度の全世界総売上高の4%のうち高い方を上限とする課徴金である。比較法的には我が国のペナルティの実効性が乏しいとの意見があったため、20年改正では法定刑を引き上げた。

法83条（整備法173条）は、法42条2項・3項（委員会の措置命令。整備法145条）に違反した場合には、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処することを定めた。旧法下では、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金（旧法84条）であり、今回の改正で重罰化が行われたことになる。

また、法85条（整備法177条）は、法40条1項および同56条の規定（虚偽報告等。整備法143条1項・150条）に違反した場合には、30万円以下の罰金を50万円以下に引き上げた。

特に刑罰が重くなったのは、法83条・84条（整備法173条・174条）違反の法人処罰規定である。旧法で個人と同額の罰金50万円以下または30万円以下であったものが、1億円以下の罰金刑という法人重科規定が導入された（法87条1項1号、整備法179条）。

(2) 勧告・命令等

改正による新しい規律に伴い、勧告および命令の対象となる行為が増えた（法42条1項・3項、整備法145条）。また、委員会による命令を受けた事業者等が当該命令に違反した場合、委員会がその旨を公表できる旨の規定も新設されている（法42条4項、整備法145条4項）。

2 法の域外適用・越境移転の在り方

(1) 域外適用の範囲の拡大

20年改正により、日本国内にある者に関する個人情報等を取り扱う外国事業者を、委員会による報告徴収・命令の対象とする。すなわち、事業者に対するすべての法規定が、外国の事業者に対しても域外適用される（法75条、整備法166条）。

したがって、外国事業者でも、罰則によって担保された報告徴収・立入検査・命令の対象となる。

旧法の下では、報告徴収や立入検査、命令に関する規定が外国の事業者に対しては適用されていなかったため、委員会の行使できる権限は、指導・助言・勧告のような強制力を伴わないものに限られていた。20年改正により、外国の事業者の不適切な取扱いに対して、より実効的な措置を実施することが期待される。

(2) 外国にある第三者への個人データの提供制限の強化

外国にある第三者への個人データの提供時には、移転元の個人情報取扱事業者に対して、移転先の国名や個人情報保護の制度の有無といった、移転先の個人情報の取扱いに関する本人への情報提供の充実を求めている（法24条、整備法28条）。

事業者が外国にある第三者に個人データを提供する場合には、本人の同意を得る必要があるが（法24条1項）、その際には、当該外国の個人情報保護制度や当該第三者が講ずる個人情報保護の措置その他参考となるべき情報を、あらかじめ本人に提供しなければならない（同条2項、整備法28条）。

また、当該外国にある第三者が、個人データの取扱いについて、事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置（相当措置）を継続的に講ずるために必要な基準に適合する体制を整備している場合には、本人の同意なく個人データを提供することができるが（法24条1項）、その場合、事業者は、相当措置を講ずるとともに、本人の求めに応じて相当措置に関する情報を提供しな

なければならない（同条3項、整備法28条）。

したがって、企業が外国企業等に個人データを提供する場合は、これまで以上に事業者の負担が増すおそれがある。たとえば、事業者が、自力で外国の個人情報保護制度を調査し、その正確な内容を把握したうえで、情報提供することまで義務づけられるとするならば、事業者には過大な負担となろう。したがって、実務的には、委員会が自ら諸外国の制度を調査し、必要な情報提供を実施するなど、事業者の負担軽減に努めることが求められる。

第8 20年改正の関連事項

1 他法令との関係

(1) 他法令の改正

今般の法改正に伴い、マイナンバー法、次世代医療基盤法、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律についても、漏えい等の報告義務や法定刑の引き上げなどの改正がなされた。

(2) 独禁法上の課題

公正取引委員会は、デジタル・プラットフォーマー（いわゆる「GAFA」を代表とする巨大IT企業）と個人情報等を提供する消費者との取引における優越的地位の濫用規制の考え方を明確化するため、2019（令和元）年12月17日、「デジタル・プラットフォーマーと個人情報等を提供する消費者との取引における優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」を公表した。

これは、巨大IT企業による個人データの不適切な利用を規制するための指針案であり、たとえば、個人の同意を得ずに位置情報・購買履歴等のデータを利用すれば、「優越的地位の濫用」（独禁法19条・一般指定14号）に該当する旨を示唆する。独禁法違反（優越的地位の濫用）に当たる具体的事例としては、①利用目的を知らせない（法18条）、②利用目的の達成に必要な範囲を超えて

個人情報を取得・利用する（法16条）、③適切な安全管理をしない（同20条）、④同意を得ずに第三者に提供する（法23条）、⑤従前と同じサービスを提供しながら追加で個人情報を取得する、などが示されている。また、サイト上の長文規約を明示したのみで、その趣旨が利用者に伝わっているといえないような場合には、消費者の同意を得たとは解されない点なども指摘されている。

また、2020（令和2）年4月28日には、「デジタル・プラットフォーマーの取引慣行等に関する実態調査」の一環として、デジタル広告分野についての実態調査を行い、この分野に関し、①事業者向けアンケート調査、②検索サービスおよびSNS等の利用者向け（消費者向け）アンケート調査を実施し、中間報告を取りまとめている。

このように、個人情報の保護については、独禁法上の規制の動向にも注目しなければならない。

（3）官民一元化に関する整備法

2021（令和3）年5月12日、「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」（以下「整備法」という。）が国会で可決成立し、同年5月19日に公布された。

従前、個人情報の保護に関する規律は、個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法に加えて、地方公共団体の条例もあることから、民間事業者と公的機関で個人情報の定義そのものが異なり、各条例の運用が異なるなどの問題が指摘されていた。整備法は、前記3本の法律を1本の法律に統合するとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についても統合後の法律において全国的な共通ルールを規定し、全体の所管を個人情報保護委員会に一元化する等の措置を講ずるものである。

整備法には、現行法を改正する内容が様々含まれているが、個人情報保護法の改正に関する部分に関しては、民間事業者に対する規律に大きな変更は認められない。ただし、条文の番号が変わり、学術研究機関等に個人データを提供している事業者、国公立の病院や大学等と個人情報のやりとりを行っている事

業者、国・地方自治体・独立行政法人等との間で個人情報のやりとりがある事業者の場合には、規律の一部が変更されるため、一応の注意が必要である。

2 改正の見送り項目

(1) 忘れられる権利

「忘れられる権利」とは、個人が望まないデータの消去を事業者に請求できる（たとえば、サイト上に各種の個人情報が公開され、これが長年にわたって消えずに残っていることに対し、過去の個人にまつわる情報の抹消を請求する）権利のことである。GDPR やカリフォルニア州消費者プライバシー法（CCPA）には規定があるが、わが国では、グーグル検索記事事件において、法的に定められたものではなく、要件や効果が明確ではない旨が判示されている（東京高決平成28年7月12日判時2318号24頁）。

個人情報を完全に消去すると、データ利用に関する情報も消去されてしまい、当該個人が再度サービスを利用する際には、企業側に相応のコストが生じ、利便性を欠くという問題点も指摘されているが、さらに3年後の見直しに向け、議論が深められることが見込まれる。

(2) データポータビリティ

データポータビリティとは、事業者が保有する個人データについて、①再利用しやすい形で本人に還元する、または、②他の事業者に移管できる権能・権利のことである。GDPR においても、データポータビリティを規定しているが、「技術的に実行可能な場合に限定」されているため、実質的な効果が認められている現況にはない。

データポータビリティは、個人のデータに対する権利保障を強化するものだが、その法的な義務化については、産業政策・競争政策、技術的問題、実務負担等々、検討すべき論点も幅広く、今後の議論の推移を見守る必要があるだろう。

第9 まとめにかえて——企業実務への影響

個人情報をめぐる状況や価値観の変化に応じ、企業としても、情報リスクに対する目配りがますます重要となる。

そもそも個人情報保護法は、「個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする」（法1条）。この文理から、個人情報にまつわる個人の権利・利益・自由といったものを保護することが法の究極目的であることは明白であるが、事業者の立場からすれば、どのくらい有用性に配慮すべきなのか、あるいは配慮してもらえるのが判然としない。こうした「有用性への配慮」に対する力説の強弱・濃淡が、法体系全体の解釈に大きな影響を及ぼすことを念頭に置いて、法の各条文の解釈に臨むべきである³²⁾。この点、15年改正から20年改正に至る経緯では、GDPR等の海外法制の影響と相俟って、有用性の配慮を後退させてもなお、個人の権利利益をより強く保護する方向へと舵を切ったものと評価できる。

2020年改正法では、利用停止等の請求権の要件緩和やペナルティの強化により、企業による個人データの乱用に歯止めをかける一方、仮名加工情報の導入でデータ利活用の幅を拡大し、データ利用の適正化と産業育成のバランスを図った。特に企業が注意すべき点は、個人情報の不適正な利用禁止（法16条の2、整備法19条）と利用停止等の請求権の要件緩和（法30条1項、整備法35条）、漏えい報告・通知の義務化（法22条の2、整備法26条）、罰金刑の強化（法83～88条、整備法173～180条）、仮名加工情報の導入（法2条5項・35条の2・35条の3、整備法41・42条）などであろう。

法16条の2（整備法19条）の適正な利用義務の要件を明確化しなければ、事業者への萎縮効果となりかねない。また、利用停止等の請求権に関する要件の緩和により、個人から様々な要望が増加し、個人情報にかかる管理コストが上昇する可能性が高い。

32) 菅原・前掲2) 30頁。

個人情報漏えいの委員会に対する報告と本人への通知の義務化に伴い、企業としては、漏えい時の対応の準備が不可欠となっている。さらに、罰金刑が強化されたことから、不正行為の発生防止の体制整備も重要かつ喫緊の課題である。

匿名加工情報に比べて要件の緩和された仮名加工情報の導入により、企業側の負担が軽減され、データの利活用も促進されるであろう。他方、保有個人データに関する公表事項の充実等に伴い、多くの企業ではプライバシーポリシーの改訂が必要になるであろうし、個人関連情報の規制により（法26条の2、整備法31条）、ターゲティング広告の在り方も再検討する必要性が出てくる可能性もある³³⁾。

政令・規則は出たものの、いずれの項目も具体的な判断基準等の詳細が未確定な部分が残っており、今後の実務動向にも注意しながら、自社への影響および必要な対策についての検討を行うことが求められる。

33) ターゲティング広告には、商品購入後にも広告表示が継続されるなどの非効率な面もある。そこで、最近では、AIでウェブ上の記事と画像を合わせて解析し、関連性の高い広告を表示できる手法（コンテキスト広告）の採用を検討する企業も表れ始めた。